



郵便はがき

※開封前に宛名を確認してください。

〈開封方法〉



※水に濡れた場合は、十分に乾かしてからていねいにおはがしてください。

(ここからゆっくりとおはがしてください)→

2025 年 (令和 7 年)
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

納付済額のお知らせ

納 付 済 合 計 額		円
内	国民健康保険税	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
訳	介 護 保 険 料	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
	後期高齢者医療 保 険 料	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
納付された期間		2025年（令和7年）1月1日から 2025年（令和7年）12月31日まで

納税 (付) 義務者

住所

名前

福山市長



このお知らせは、2025 年 (令和 7 年) 中 (1 月～12 月) に福山市へ納付 (納入) された国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額を通知するものです。(※納付書ではありません。)

所得税の確定申告・市県民税の申告をする際に、社会保険料控除の資料としてご利用ください。

※ 1 40 歳以上 65 歳未満の国民健康保険加入者の介護保険料は、当該世帯の国民健康保険税に含まれています。

※ 2 「特別徴収分」とは、年金からのお支払いによる納付済額を意味しています。そのため、特別徴収分の金額については、いずれも他の人の社会保険料控除の対象とすることはできません。

なお、日本年金機構から送付される年金の源泉徴収票に記載

されている「社会保険料の金額」は、「国民健康保険税」・「介護保険料」・「後期高齢者医療保険料」の「特別徴収分」の合計額です。

※ 3 「普通徴収分」とは、納付書及び口座振替による納付済額の合計額を意味しています。

※ 4 この通知書でお知らせした金額について 2026 年 1 月以降に還付を受けた場合は、記載している金額から還付額を差し引く必要があります。

この通知書は、あなたが昨年中に納付された、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付済額をお知らせするものです。

納付書ではありません。

紛失や破損、またご不明な点等がございましたら、次の問い合わせ先までご連絡ください。

〈お問合わせ先〉 福 山 市
〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

長寿社会応援部介護保険課	
介護保険料について	電話：084-928-1180
市民部保険年金課	
国民健康保険税について	電話：084-928-1056
	084-928-1157
後期高齢者医療保険料について	電話：084-928-1411